

嘱託およびパートの
賃金規程

一般社団法人

ななお・なかのと就労支援センター

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人ななお・なかのと就労支援センター（以下「法人」という）に
嘱託またはパートとして勤務する職員の賃金に関する事項を定めることを目的とする。

(賃金の支払い)

第2条 嘱託およびパートの賃金は、金融機関への口座振込で直接本人にその全額を支給する。

(賃金の支給日)

第3条 嘱託の賃金は、毎月1日から月末までを一賃金計算期間とし、翌月15日に支給する。パ
ートの賃金は毎月1日から月末までを一賃金計算期間とし、翌月15日に支給する。

ただし、15日が金融機関の休業日にあたる場合は、その翌金融機関営業日に支給する。

(賃金の支払い形態)

第4条 嘱託の賃金は日給月給制とし、その構成は基本給と諸手当とする。パートの賃金は時間給
もしくは日額給とする。

(初任給)

第5条 嘱託の初任給は、職種により定めることとする。パートの賃金は最低賃金額の水準等を勘
案して決定する。

2. 前項の規定の他、センター長が特に認めた場合に限り個別の雇用契約により初任給を決定
する場合がある。

(賃金からの控除)

第6条 次の各号に掲げるものは、賃金から控除する。

(1) 法令で定められたもの

- ① 所得税
- ② 住民税
- ③ 健康保険料、介護保険料
- ④ 厚生年金保険料
- ⑤ 雇用保険料

(手当)

第7条 嘱託の手当は別表の手当一覧のとおり、支給要件に応じて支給する。

(賞 与)

第8条 賞与は、毎年夏季7月末、冬季12月末の支給日に在籍する嘱託に対して、法人の業績を
勘案の上支給する場合がある。パートについて賞与は支給しない。

- 賞与を支給する場合の支給率については、原則正職員の支給率の75%とする。

(賞与の算定方法)

第9条 嘱託の賞与は、次のとおり計算する。

$$\text{賞与} = (\text{基本給} + \text{各種資格手当}) \times \text{正職員の支給率} \times 75\% \times \text{勤怠係数}$$

- 勤怠係数とは、賞与算定期間内の実労働日数 ÷ 賞与算定期間内の所定労働日数で求めた数値で、欠勤があった場合に使用する。

- 賞与の算定期間は以下のとおりとする。

夏季 前年1月1日～当年6月30日

冬季 当年 7月1日～当年12月31日

(退職金)

第10条 嘱託およびパートに退職金は支給しない。

(昇給)

第11条 社会経済情勢の変化、法人の業績等を勘案し、昇給を行う場合がある。

- 昇給は年1回とし、原則労働契約更新時に実施する。
- 嘱託の昇給額は原則労働契約更新時に基本給に1%を乗じることとする。
- 嘱託およびパートの昇給は69歳までとする。

この規則は、令和 3年 10月 1日から施行する。

手当一覧

	手 当	支 給 の 条 件 等	金 額 (単位:円)	備 考
1	技能手当	精神保健福祉士・社会福祉士	10,000	
		看護師	10,000	
		サービス管理責任者	5,000	
		相談支援専門員	5,000	

※①役職手当

支給は、65歳の誕生日までとする。